

「区がねりっこクラブの実施に必要と認める業務」の細目

1 運営協議会への参加、協力

運営責任者は、本事業の円滑な運営のために、練馬区ねりっこクラブ条例（平成 27 年 6 月条例第 46 号）第 3 条第 3 項に基づき、区が設置する運営協議会（構成員は区、受託事業者、小学校、学校応援団等）に参加し、その運営に協力してください。

2 小学校等との調整

運営責任者は、事業実施に当たり使用可能な設備について、小学校と日々調整を行ってください。また、必要に応じて、学校応援団や開放事業利用者と、児童が使用する設備について調整を行い、利用者間の安全確保に努めてください。

3 配慮を必要とする児童の対応

障害児のねりっこクラブ参加について、保護者からの相談に積極的に応じてください。

また、虐待が疑われるなど配慮を要する児童について、迅速に関係機関と連携を図る等、適切な対応を講じてください。

4 開かれた学校づくり推進事業

主に学校休業日に行う児童を対象としたおまつり等、地域に開かれた自主企画事業を年 1 回以上実施または、学校応援団が行う同様の事業の運営に協力してください。

5 地域人材の積極的導入

日常的な事業運営やプログラムの実施に当たり、児童の健全育成に熱意があり、遊びに関する特技や知識を持つ地域住民などが参画できる機会を積極的に作るよう努めてください。

6 練馬区学童クラブ室活用型子育て支援事業に関する業務

(1) 実施日は、月曜日から金曜日までのうち週 4 回とし、時間は、午前 10 時から正午までとします。ただし、実施日について、次の各号に掲げる日を除きます。

- ① 国民の祝日に関する法律第 3 条に定める休日
- ② 1 月 2 日、同月 3 日および 12 月 29 日から同月 31 日まで
- ③ 練馬区立学校の管理運営に関する規則第 4 条に定める学校休業日

(2) 事業内容

事業については、練馬区学童クラブ室活用型子育て支援事業実施要綱に基づき実施してください。

(3) 周知等

本事業実施に当たり、積極的に周知等を行い、利用の拡大に努めてください。